標準貨物自動車運送約款

改正　（平成二十二年十二月一日　運輸審議会承認）
平成二十三年三月一日　国土交通省告示第三百七十五号
平成二十五年三月一日　国土交通省告示第三百七十五号
平成二十六年四月一日　国土交通省告示第四百九十九号

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務
　第一節　通則（第三条―第十条）
　第二節　引受（第十一条―第十五条）
　第三節　積込み及び取卸し（第十六条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十七条）
　第五節　指図（第十八条）
　第六節　事故（第十九条）
　第七節　運賃及び料金（第二十条―第二十四条）
第三章　附帯業務（第二十五条―第二十七条）
第四章　責任（第二十八条―第三十一条）
第五章　雑則（第三十二条―第三十四条）
附則

第一章　総則

（事業の種類）

第二条　当店は、一般貨物自動車運送事業を営みます。

2　当店は、特別積合せ貨物運送をする事業を行います。

（適用範囲）

第三条　この運送約款（以下「約款」という。）は、当店が、この約款による運送契約（以下「運送契約」という。）の締結に際し、荷送人に対して提示することにより、運送契約の内容となります。

2　個別の運送契約において、この約款と異なる定めをしたときは、その定めが優先します。

3　当店は、この約款の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（約款の変更）

第四条　当店は、この約款を変更することがあります。

2　当店は、前項の規定により約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を変更実施の相当期間前に掲示します。

（運送の単位）

第五条　運送の申込みは、一の荷送人が、一の荷受人のために、一の運送車両を使用して同一の日に運送することを求めるものでなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、当店は、荷送人の承諾を得て、一の荷送人が同一の日に数回に分けて運送することを求めるものを一の運送として取り扱うことがあります。

（運送の申込み）

第六条　荷送人は、当店に対し、次の事項を明らかにして、運送の申込みをしていただきます。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　貨物の品名、個数、重量、容積及び荷造りの方法

四　引渡しの場所及び日時

五　運賃、料金及び保管に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、運送に関し必要な事項

2　荷送人は、前項第三号の貨物が、危険物その他運送に適しないものであるときは、あらかじめ、当店に対し、その旨を通知していただきます。

3　当店は、荷送人が前項の通知をしないで運送に適しない貨物を引き渡したときは、荷送人に対し、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（運送の引受けの拒絶）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店の運送施設の能力に余裕がないとき。

二　天災その他やむを得ない事由があるとき。

三　当店が運送することが法令の規定により禁止されているとき。

四　貨物が、法令の規定により運送の制限を受けているとき。

五　貨物が、危険物であるとき。

六　貨物が、動物又は植物であるとき。

七　貨物が、現金、有価証券、貴金属、宝石、美術品その他の高価品であるとき。

八　貨物が、一個の重量が三百キログラム又は容積が一立方メートルを超えるものであるとき。

九　貨物が、一個の重量が三十キログラム又は容積が一立方メートルを超えるものであるとき。

十　貨物が、長さ四メートル、幅二メートル又は高さ二メートルを超えるものであるとき。

十一　貨物が、運送に適する荷造りをしていないとき。

十二　荷送人が、第六条第一項第三号の貨物の品名又は第四号の荷受人の氏名若しくは名称を通知しないとき。

十三　荷送人が、第六条第二項の通知をしないとき。

十四　荷送人が、第十条第一項の規定による荷造りをしないとき。

十五　荷送人が、第十一条第一項の規定による荷札を貼付しないとき。

十六　荷送人が、第十二条第一項の規定による運賃、料金及び保管に関する事項を通知しないとき。

十七　荷送人が、第十二条第二項の規定による運賃、料金及び保管に関する事項を通知しないとき。

十八　荷送人が、第十三条第一項の規定による運賃、料金及び保管に関する事項を通知しないとき。

十九　荷送人が、第十三条第二項の規定による運賃、料金及び保管に関する事項を通知しないとき。

二十　荷送人が、第十四条第一項の規定による荷札を貼付しないとき。

二十一　荷送人が、第十四条第二項の規定による荷札を貼付しないとき。

二十二　荷送人が、第十五条第一項の規定による荷札を貼付しないとき。

二十三　荷送人が、第十五条第二項の規定による荷札を貼付しないとき。

二十四　荷送人が、第十六条第一項の規定による積込みをしないとき。

二十五　荷送人が、第十六条第二項の規定による積込みをしないとき。

二十六　荷送人が、第十七条第一項の規定による貨物の受取をしないとき。

二十七　荷送人が、第十七条第二項の規定による貨物の受取をしないとき。

二十八　荷送人が、第十八条第一項の規定による指図をしないとき。

二十九　荷送人が、第十八条第二項の規定による指図をしないとき。

三十　荷送人が、第十九条第一項の規定による通知をしないとき。

三十一　荷送人が、第十九条第二項の規定による通知をしないとき。

三十二　荷送人が、第二十条第一項の規定による通知をしないとき。

三十三　荷送人が、第二十条第二項の規定による通知をしないとき。

三十四　荷送人が、第二十一条第一項の規定による通知をしないとき。

三十五　荷送人が、第二十一条第二項の規定による通知をしないとき。

三十六　荷送人が、第二十二条第一項の規定による通知をしないとき。

三十七　荷送人が、第二十二条第二項の規定による通知をしないとき。

三十八　荷送人が、第二十三条第一項の規定による通知をしないとき。

三十九　荷送人が、第二十三条第二項の規定による通知をしないとき。

四十　荷送人が、第二十四条第一項の規定による通知をしないとき。

四十一　荷送人が、第二十四条第二項の規定による通知をしないとき。

四十二　荷送人が、第二十五条第一項の規定による通知をしないとき。

四十三　荷送人が、第二十五条第二項の規定による通知をしないとき。

四十四　荷送人が、第二十六条第一項の規定による通知をしないとき。

四十五　荷送人が、第二十六条第二項の規定による通知をしないとき。

四十六　荷送人が、第二十七条第一項の規定による通知をしないとき。

四十七　荷送人が、第二十七条第二項の規定による通知をしないとき。

四十八　荷送人が、第二十八条第一項の規定による通知をしないとき。

四十九　荷送人が、第二十八条第二項の規定による通知をしないとき。

五十　荷送人が、第二十九条第一項の規定による通知をしないとき。

五十一　荷送人が、第二十九条第二項の規定による通知をしないとき。

五十二　荷送人が、第三十条第一項の規定による通知をしないとき。

五十三　荷送人が、第三十条第二項の規定による通知をしないとき。

五十四　荷送人が、第三十一条第一項の規定による通知をしないとき。

五十五　荷送人が、第三十一条第二項の規定による通知をしないとき。

五十六　荷送人が、第三十二条第一項の規定による通知をしないとき。

五十七　荷送人が、第三十二条第二項の規定による通知をしないとき。

五十八　荷送人が、第三十三条第一項の規定による通知をしないとき。

五十九　荷送人が、第三十三条第二項の規定による通知をしないとき。

六十　荷送人が、第三十四条第一項の規定による通知をしないとき。

六十一　荷送人が、第三十四条第二項の規定による通知をしないとき。

六十二　荷送人が、第三十五条第一項の規定による通知をしないとき。

六十三　荷送人が、第三十五条第二項の規定による通知をしないとき。

六十四　荷送人が、第三十六条第一項の規定による通知をしないとき。

六十五　荷送人が、第三十六条第二項の規定による通知をしないとき。

六十六　荷送人が、第三十七条第一項の規定による通知をしないとき。

六十七　荷送人が、第三十七条第二項の規定による通知をしないとき。

六十八　荷送人が、第三十八条第一項の規定による通知をしないとき。

六十九　荷送人が、第三十八条第二項の規定による通知をしないとき。

七十　荷送人が、第三十九条第一項の規定による通知をしないとき。

七十一　荷送人が、第三十九条第二項の規定による通知をしないとき。

七十二　荷送人が、第四十条第一項の規定による通知をしないとき。

七十三　荷送人が、第四十条第二項の規定による通知をしないとき。

七十四　荷送人が、第四十一条第一項の規定による通知をしないとき。

七十五　荷送人が、第四十一条第二項の規定による通知をしないとき。

七十六　荷送人が、第四十二条第一項の規定による通知をしないとき。

七十七　荷送人が、第四十二条第二項の規定による通知をしないとき。

七十八　荷送人が、第四十三条第一項の規定による通知をしないとき。

七十九　荷送人が、第四十三条第二項の規定による通知をしないとき。

八十　荷送人が、第四十四条第一項の規定による通知をしないとき。

八十一　荷送人が、第四十四条第二項の規定による通知をしないとき。

八十二　荷送人が、第四十五条第一項の規定による通知をしないとき。

八十三　荷送人が、第四十五条第二項の規定による通知をしないとき。

八十四　荷送人が、第四十六条第一項の規定による通知をしないとき。

八十五　荷送人が、第四十六条第二項の規定による通知をしないとき。

八十六　荷送人が、第四十七条第一項の規定による通知をしないとき。

八十七　荷送人が、第四十七条第二項の規定による通知をしないとき。

八十八　荷送人が、第四十八条第一項の規定による通知をしないとき。

八十九　荷送人が、第四十八条第二項の規定による通知をしないとき。

九十　荷送人が、第四十九条第一項の規定による通知をしないとき。

九十一　荷送人が、第四十九条第二項の規定による通知をしないとき。

九十二　荷送人が、第五十条第一項の規定による通知をしないとき。

九十三　荷送人が、第五十条第二項の規定による通知をしないとき。

九十四　荷送人が、第五十一条第一項の規定による通知をしないとき。

九十五　荷送人が、第五十一条第二項の規定による通知をしないとき。

九十六　荷送人が、第五十二条第一項の規定による通知をしないとき。

九十七　荷送人が、第五十二条第二項の規定による通知をしないとき。

九十八　荷送人が、第五十三条第一項の規定による通知をしないとき。

九十九　荷送人が、第五十三条第二項の規定による通知をしないとき。

百　荷送人が、第五十四条第一項の規定による通知をしないとき。

百一　荷送人が、第五十四条第二項の規定による通知をしないとき。

百二　荷送人が、第五十五条第一項の規定による通知をしないとき。

百三　荷送人が、第五十五条第二項の規定による通知をしないとき。

百四　荷送人が、第五十六条第一項の規定による通知をしないとき。

百五　荷送人が、第五十六条第二項の規定による通知をしないとき。

百六　荷送人が、第五十七条第一項の規定による通知をしないとき。

百七　荷送人が、第五十七条第二項の規定による通知をしないとき。

百八　荷送人が、第五十八条第一項の規定による通知をしないとき。

百九　荷送人が、第五十八条第二項の規定による通知をしないとき。

百十　荷送人が、第五十九条第一項の規定による通知をしないとき。

百十一　荷送人が、第五十九条第二項の規定による通知をしないとき。

百十二　荷送人が、第六十条第一項の規定による通知をしないとき。

百十三　荷送人が、第六十条第二項の規定による通知をしないとき。

百十四　荷送人が、第六十一条第一項の規定による通知をしないとき。

百十五　荷送人が、第六十一条第二項の規定による通知をしないとき。

百十六　荷送人が、第六十二条第一項の規定による通知をしないとき。

百十七　荷送人が、第六十二条第二項の規定による通知をしないとき。

百十八　荷送人が、第六十三条第一項の規定による通知をしないとき。

百十九　荷送人が、第六十三条第二項の規定による通知をしないとき。

百二十　荷送人が、第六十四条第一項の規定による通知をしないとき。

百二十一　荷送人が、第六十四条第二項の規定による通知をしないとき。

百二十二　荷送人が、第六十五条第一項の規定による通知をしないとき。

百二十三　荷送人が、第六十五条第二項の規定による通知をしないとき。

百二十四　荷送人が、第六十六条第一項の規定による通知をしないとき。

百二十五　荷送人が、第六十六条第二項の規定による通知をしないとき。

百二十六　荷送人が、第六十七条第一項の規定による通知をしないとき。

百二十七　荷送人が、第六十七条第二項の規定による通知をしないとき。

百二十八　荷送人が、第六十八条第一項の規定による通知をしないとき。

百二十九　荷送人が、第六十八条第二項の規定による通知をしないとき。

百三十　荷送人が、第六十九条第一項の規定による通知をしないとき。

百三十一　荷送人が、第六十九条第二項の規定による通知をしないとき。

百三十二　荷送人が、第七十条第一項の規定による通知をしないとき。

百三十三　荷送人が、第七十条第二項の規定による通知をしないとき。

百三十四　荷送人が、第七十一条第一項の規定による通知をしないとき。

百三十五　荷送人が、第七十一条第二項の規定による通知をしないとき。

百三十六　荷送人が、第七十二条第一項の規定による通知をしないとき。

百三十七　荷送人が、第七十二条第二項の規定による通知をしないとき。

百三十八　荷送人が、第七十三条第一項の規定による通知をしないとき。

百三十九　荷送人が、第七十三条第二項の規定による通知をしないとき。

百四十　荷送人が、第七十四条第一項の規定による通知をしないとき。

百四十一　荷送人が、第七十四条第二項の規定による通知をしないとき。

百四十二　荷送人が、第七十五条第一項の規定による通知をしないとき。

百四十三　荷送人が、第七十五条第二項の規定による通知をしないとき。

百四十四　荷送人が、第七十六条第一項の規定による通知をしないとき。

百四十五　荷送人が、第七十六条第二項の規定による通知をしないとき。

百四十六　荷送人が、第七十七条第一項の規定による通知をしないとき。

百四十七　荷送人が、第七十七条第二項の規定による通知をしないとき。

百四十八　荷送人が、第七十八条第一項の規定による通知をしないとき。

百四十九　荷送人が、第七十八条第二項の規定による通知をしないとき。

百五十　荷送人が、第七十九条第一項の規定による通知をしないとき。

百五十一　荷送人が、第七十九条第二項の規定による通知をしないとき。

百五十二　荷送人が、第八十条第一項の規定による通知をしないとき。

百五十三　荷送人が、第八十条第二項の規定による通知をしないとき。

百五十四　荷送人が、第八十一条第一項の規定による通知をしないとき。

百五十五　荷送人が、第八十一条第二項の規定による通知をしないとき。

百五十六　荷送人が、第八十二条第一項の規定による通知をしないとき。

百五十七　荷送人が、第八十二条第二項の規定による通知をしないとき。

百五十八　荷送人が、第八十三条第一項の規定による通知をしないとき。

百五十九　荷送人が、第八十三条第二項の規定による通知をしないとき。

百六十　荷送人が、第八十四条第一項の規定による通知をしないとき。

百六十一　荷送人が、第八十四条第二項の規定による通知をしないとき。

百六十二　荷送人が、第八十五条第一項の規定による通知をしないとき。

百六十三　荷送人が、第八十五条第二項の規定による通知をしないとき。

百六十四　荷送人が、第八十六条第一項の規定による通知をしないとき。

百六十五　荷送人が、第八十六条第二項の規定による通知をしないとき。

百六十六　荷送人が、第八十七条第一項の規定による通知をしないとき。

百六十七　荷送人が、第八十七条第二項の規定による通知をしないとき。

百六十八　荷送人が、第八十八条第一項の規定による通知をしないとき。

百六十九　荷送人が、第八十八条第二項の規定による通知をしないとき。

百七十　荷送人が、第八十九条第一項の規定による通知をしないとき。

百七十一　荷送人が、第八十九条第二項の規定による通知をしないとき。

百七十二　荷送人が、第九十条第一項の規定による通知をしないとき。

百七十三　荷送人が、第九十条第二項の規定による通知をしないとき。

百七十四　荷送人が、第九十一条第一項の規定による通知をしないとき。

百七十五　荷送人が、第九十一条第二項の規定による通知をしないとき。

百七十六　荷送人が、第九十二条第一項の規定による通知をしないとき。

百七十七　荷送人が、第九十二条第二項の規定による通知をしないとき。

百七十八　荷送人が、第九十三条第一項の規定による通知をしないとき。

百七十九　荷送人が、第九十三条第二項の規定による通知をしないとき。

百八十　荷送人が、第九十四条第一項の規定による通知をしないとき。

百八十一　荷送人が、第九十四条第二項の規定による通知をしないとき。

百八十二　荷送人が、第九十五条第一項の規定による通知をしないとき。

百八十三　荷送人が、第九十五条第二項の規定による通知をしないとき。

百八十四　荷送人が、第九十六条第一項の規定による通知をしないとき。

百八十五　荷送人が、第九十六条第二項の規定による通知をしないとき。

百八十六　荷送人が、第九十七条第一項の規定による通知をしないとき。

百八十七　荷送人が、第九十七条第二項の規定による通知をしないとき。

百八十八　荷送人が、第九十八条第一項の規定による通知をしないとき。

百八十九　荷送人が、第九十八条第二項の規定による通知をしないとき。

百九十　荷送人が、第九十九条第一項の規定による通知をしないとき。

百九十一　荷送人が、第九十九条第二項の規定による通知をしないとき。

二百　荷送人が、第百条第一項の規定による通知をしないとき。

二百一　荷送人が、第百条第二項の規定による通知をしないとき。

二百二　荷送人が、第百一条第一項の規定による通知をしないとき。

二百三　荷送人が、第百一条第二項の規定による通知をしないとき。

二百四　荷送人が、第百二条第一項の規定による通知をしないとき。

二百五　荷送人が、第百二条第二項の規定による通知をしないとき。

二百六　荷送人が、第百三条第一項の規定による通知をしないとき。

二百七　荷送人が、第百三条第二項の規定による通知をしないとき。

二百八　荷送人が、第百四条第一項の規定による通知をしないとき。

二百九　荷送人が、第百四条第二項の規定による通知をしないとき。

二百十　荷送人が、第百五条第一項の規定による通知をしないとき。

二百十一　荷送人が、第百五条第二項の規定による通知をしないとき。

二百十二　荷送人が、第百六条第一項の規定による通知をしないとき。

二百十三　荷送人が、第百六条第二項の規定による通知をしないとき。

二百十四　荷送人が、第百七条第一項の規定による通知をしないとき。

二百十五　荷送人が、第百七条第二項の規定による通知をしないとき。

二百十六　荷送人が、第百八条第一項の規定による通知をしないとき。

二百十七　荷送人が、第百八条第二項の規定による通知をしないとき。

二百十八　荷送人が、第百九条第一項の規定による通知をしないとき。

二百十九　荷送人が、第百九条第二項の規定による通知をしないとき。

二百二十　荷送人が、第百十条第一項の規定による通知をしないとき。

二百二十一　荷送人が、第百十条第二項の規定による通知をしないとき。

二百二十二　荷送人が、第百十一条第一項の規定による通知をしないとき。

二百二十三　荷送人が、第百十一条第二項の規定による通知をしないとき。

二百二十四　荷送人が、第百十二条第一項の規定による通知をしないとき。

二百二十五　荷送人が、第百十二条第二項の規定による通知をしないとき。

二百二十六　荷送人が、第百十三条第一項の規定による通知をしないとき。

二百二十七　荷送人が、第百十三条第二項の規定による通知をしないとき。

二百二十八　荷送人が、第百十四条第一項の規定による通知をしないとき。

二百二十九　荷送人が、第百十四条第二項の規定による通知をしないとき。

二百三十　荷送人が、第百十五条第一項の規定による通知をしないとき。

二百三十一　荷送人が、第百十五条第二項の規定による通知をしないとき。

二百三十二　荷送人が、第百十六条第一項の規定による通知をしないとき。

二百三十三　荷送人が、第百十六条第二項の規定による通知をしないとき。

二百三十四　荷送人が、第百十七条第一項の規定による通知をしないとき。

二百三十五　荷送人が、第百十七条第二項の規定による通知をしないとき。

二百三十六　荷送人が、第百十八条第一項の規定による通知をしないとき。

二百三十七　荷送人が、第百十八条第二項の規定による通知をしないとき。

二百三十八　荷送人が、第百十九条第一項の規定による通知をしないとき。

二百三十九　荷送人が、第百十九条第二項の規定による通知をしないとき。

二百四十　荷送人が、第百二十条第一項の規定による通知をしないとき。

二百四十一　荷送人が、第百二十条第二項の規定による通知をしないとき。

二百四十二　荷送人が、第百二十一条第一項の規定による通知をしないとき。

二百四十三　荷送人が、第百二十一条第二項の規定による通知をしないとき。

二百四十四　荷送人が、第百二十二条第一項の規定による通知をしないとき。

二百四十五　荷送人が、第百二十二条第二項の規定による通知をしないとき。

二百四十六　荷送人が、第百二十三条第一項の規定による通知をしないとき。

二百四十七　荷送人が、第百二十三条第二項の規定による通知をしないとき。

二百四十八　荷送人が、第百二十四条第一項の規定による通知をしないとき。

二百四十九　荷送人が、第百二十四条第二項の規定による通知をしないとき。

二百五十　荷送人が、第百二十五条第一項の規定による通知をしないとき。

二百五十一　荷送人が、第百二十五条第二項の規定による通知をしないとき。

二百五十二　荷送人が、第百二十六条第一項の規定による通知をしないとき。

二百五十三　荷送人が、第百二十六条第二項の規定による通知をしないとき。

二百五十四　荷送人が、第百二十七条第一項の規定による通知をしないとき。

二百五十五　荷送人が、第百二十七条第二項の規定による通知をしないとき。

二百五十六　荷送人が、第百二十八条第一項の規定による通知をしないとき。

二百五十七　荷送人が、第百二十八条第二項の規定による通知をしないとき。

二百五十八　荷送人が、第百二十九条第一項の規定による通知をしないとき。

二百五十九　荷送人が、第百二十九条第二項の規定による通知をしないとき。

二百六十　荷送人が、第百三十条第一項の規定による通知をしないとき。

二百六十一　荷送人が、第百三十条第二項の規定による通知をしないとき。

二百六十二　荷送人が、第百三十一条第一項の規定による通知をしないとき。

二百六十三　荷送人が、第百三十一条第二項の規定による通知をしないとき。

二百六十四　荷送人が、第百三十二条第一項の規定による通知をしないとき。

二百六十五　荷送人が、第百三十二条第二項の規定による通知をしないとき。

二百六十六　荷送人が、第百三十三条第一項の規定による通知をしないとき。

二百六十七　荷送人が、第百三十三条第二項の規定による通知をしないとき。

二百六十八　荷送人が、第百三十四条第一項の規定による通知をしないとき。

二百六十九　荷送人が、第百三十四条第二項の規定による通知をしないとき。

二百七十　荷送人が、第百三十五条第一項の規定による通知をしないとき。

二百七十一　荷送人が、第百三十五条第二項の規定による通知をしないとき。

二百七十二　荷送人が、第百三十六条第一項の規定による通知をしないとき。

二百七十三　荷送人が、第百三十六条第二項の規定による通知をしないとき。

二百七十四　荷送人が、第百三十七条第一項の規定による通知をしないとき。

二百七十五　荷送人が、第百三十七条第二項の規定による通知をしないとき。

二百七十六　荷送人が、第百三十八条第一項の規定による通知をしないとき。

二百七十七　荷送人が、第百三十八条第二項の規定による通知をしないとき。

二百七十八　荷送人が、第百三十九条第一項の規定による通知をしないとき。

二百七十九　荷送人が、第百三十九条第二項の規定による通知をしないとき。

二百八十　荷送人が、第百四十条第一項の規定による通知をしないとき。

二百八十一　荷送人が、第百四十条第二項の規定による通知をしないとき。

二百八十二　荷送人が、第百四十一条第一項の規定による通知をしないとき。

二百八十三　荷送人が、第百四十一条第二項の規定による通知をしないとき。

二百八十四　荷送人が、第百四十二条第一項の規定による通知をしないとき。

二百八十五　荷送人が、第百四十二条第二項の規定による通知をしないとき。

二百八十六　荷送人が、第百四十三条第一項の規定による通知をしないとき。

二百八十七　荷送人が、第百四十三条第二項の規定による通知をしないとき。

二百八十八　荷送人が、第百四十四条第一項の規定による通知をしないとき。

二百八十九　荷送人が、第百四十四条第二項の規定による通知をしないとき。

二百九十　荷送人が、第百四十五条第一項の規定による通知をしないとき。

二百九十一　荷送人が、第百四十五条第二項の規定による通知をしないとき。

二百九十二　荷送人が、第百四十六条第一項の規定による通知をしないとき。

二百九十三　荷送人が、第百四十六条第二項の規定による通知をしないとき。

二百九十四　荷送人が、第百四十七条第一項の規定による通知をしないとき。

二百九十五　荷送人が、第百四十七条第二項の規定による通知をしないとき。

二百九十六　荷送人が、第百四十八条第一項の規定による通知をしないとき。

二百九十七　荷送人が、第百四十八条第二項の規定による通知をしないとき。

二百九十八　荷送人が、第百四十九条第一項の規定による通知をしないとき。

二百九十九　荷送人が、第百四十九条第二項の規定による通知をしないとき。

三百　荷送人が、第百五十条第一項の規定による通知をしないとき。

三百一　荷送人が、第百五十条第二項の規定による通知をしないとき。

三百二　荷送人が、第百五十一条第一項の規定による通知をしないとき。

三百三　荷送人が、第百五十一条第二項の規定による通知をしないとき。

三百四　荷送人が、第百五十二条第一項の規定による通知をしないとき。

三百五　荷送人が、第百五十二条第二項の規定による通知をしないとき。

三百六　荷送人が、第百五十三条第一項の規定による通知をしないとき。

三百七　荷送人が、第百五十三条第二項の規定による通知をしないとき。

三百八　荷送人が、第百五十四条第一項の規定による通知をしないとき。

三百九　荷送人が、第百五十四条第二項の規定による通知をしないとき。

三百十　荷送人が、第百五十五条第一項の規定による通知をしないとき。

三百十一　荷送人が、第百五十五条第二項の規定による通知をしないとき。

三百十二　荷送人が、第百五十六条第一項の規定による通知をしないとき。

三百十三　荷送人が、第百五十六条第二項の規定による通知をしないとき。

三百十四　荷送人が、第百五十七条第一項の規定による通知をしないとき。

三百十五　荷送人が、第百五十七条第二項の規定による通知をしないとき。

三百十六　荷送人が、第百五十八条第一項の規定による通知をしないとき。

三百十七　荷送人が、第百五十八条第二項の規定による通知をしないとき。

三百十八　荷送人が、第百五十九条第一項の規定による通知をしないとき。

三百十九　荷送人が、第百五十九条第二項の規定による通知をしないとき。

三百二十　荷送人が、第百六十条第一項の規定による通知をしないとき。

三百二十一　荷送人が、第百六十条第二項の規定による通知をしないとき。

三百二十二　荷送人が、第百六十一条第一項の規定による通知をしないとき。

三百二十三　荷送人が、第百六十一条第二項の規定による通知をしないとき。

三百二十四　荷送人が、第百六十二条第一項の規定による通知をしないとき。

三百二十五　荷送人が、第百六十二条第二項の規定による通知をしないとき。

三百二十六　荷送人が、第百六十三条第一項の規定による通知をしないとき。

三百二十七　荷送人が、第百六十三条第二項の規定による通知をしないとき。

三百二十八　荷送人が、第百六十四条第一項の規定による通知をしないとき。

三百二十九　荷送人が、第百六十四条第二項の規定による通知をしないとき。

三百三十　荷送人が、第百六十五条第一項の規定による通知をしないとき。

三百三十一　荷送人が、第百六十五条第二項の規定による通知をしないとき。

三百三十二　荷送人が、第百六十六条第一項の規定による通知をしないとき。

三百三十三　荷送人が、第百六十六条第二項の規定による通知をしないとき。

三百三十四　荷送人が、第百六十七条第一項の規定による通知をしないとき。

三百三十五　荷送人が、第百六十七条第二項の規定による通知をしないとき。

三百三十六　荷送人が、第百六十八条第一項の規定による通知をしないとき。

三百三十七　荷送人が、第百六十八条第二項の規定による通知をしないとき。

三百三十八　荷送人が、第百六十九条第一項の規定による通知をしないとき。

三百三十九　荷送人が、第百六十九条第二項の規定による通知をしないとき。

三百四十　荷送人が、第百七十条第一項の規定による通知をしないとき。

三百四十一　荷送人が、第百七十条第二項の規定による通知をしないとき。

三百四十二　荷送人が、第百七十一条第一項の規定による通知をしないとき。

三百四十三　荷送人が、第百七十一条第二項の規定による通知をしないとき。

三百四十四　荷送人が、第百七十二条第一項の規定による通知をしないとき。

三百四十五　荷送人が、第百七十二条第二項の規定による通知をしないとき。

三百四十六　荷送人が、第百七十三条第一項の規定による通知をしないとき。

三百四十七　荷送人が、第百七十三条第二項の規定による通知をしないとき。

三百四十八　荷送人が、第百七十四条第一項の規定による通知をしないとき。

三百四十九　荷送人が、第百七十四条第二項の規定による通知をしないとき。

三百五十　荷送人が、第百七十五条第一項の規定による通知をしないとき。

三百五十一　荷送人が、第百七十五条第二項の規定による通知をしないとき。

三百五十二　荷送人が、第百七十六条第一項の規定による通知をしないとき。

三百五十三　荷送人が、第百七十六条第二項の規定による通知をしないとき。

三百五十四　荷送人が、第百七十七条第一項の規定による通知をしないとき。

三百五十五　荷送人が、第百七十七条第二項の規定による通知をしないとき。

三百五十六　荷送人が、第百七十八条第一項の規定による通知をしないとき。

三百五十七　荷送人が、第百七十八条第二項の規定による通知をしないとき。

三百五十八　荷送人が、第百七十九条第一項の規定による通知をしないとき。

三百五十九　荷送人が、第百七十九条第二項の規定による通知をしないとき。

三百六十　荷送人が、第百八十条第一項の規定による通知をしないとき。

三百六十一　荷送人が、第百八十条第二項の規定による通知をしないとき。

三百六十二　荷送人が、第百八十一条第一項の規定による通知をしないとき。

三百六十三　荷送人が、第百八十一条第二項の規定による通知をしないとき。

三百六十四　荷送人が、第百八十二条第一項の規定による通知をしないとき。

三百六十五　荷送人が、第百八十二条第二項の規定による通知をしないとき。

三百六十六　荷送人が、第百八十三条第一項の規定による通知をしないとき。

三百六十七　荷送人が、第百八十三条第二項の規定による通知をしないとき。

三百六十八　荷送人が、第百八十四条第一項の規定による通知をしないとき。

三百六十九　荷送人が、第百八十四条第二項の規定による通知をしないとき。

三百七十　荷送人が、第百八十五条第一項の規定による通知をしないとき。

三百七十一　荷送人が、第百八十五条第二項の規定による通知をしないとき。

三百七十二　荷送人が、第百八十六条第一項の規定による通知をしないとき。

三百七十三　荷送人が、第百八十六条第二項の規定による通知をしないとき。

三百七十四　荷送人が、第百八十七条第一項の規定による通知をしないとき。

三百七十五　荷送人が、第百八十七条第二項の規定による通知をしないとき。

三百七十六　荷送人が、第百八十八条第一項の規定による通知をしないとき。

三百七十七　荷送人が、第百八十八条第二項の規定による通知をしないとき。

三百七十八　荷送人が、第百八十九条第一項の規定による通知をしないとき。

三百七十九　荷送人が、第百八十九条第二項の規定による通知をしないとき。

三百八十　荷送人が、第百九十条第一項の規定による通知をしないとき。

三百八十一　荷送人が、第百九十条第二項の規定による通知をしないとき。

三百八十二　荷送人が、第百九十一条第一項の規定による通知をしないとき。

三百八十三　荷送人が、第百九十一条第二項の規定による通知をしないとき。

三百八十四　荷送人が、第百九十二条第一項の規定による通知をしないとき。

三百八十五　荷送人が、第百九十二条第二項の規定による通知をしないとき。

三百八十六　荷送人が、第百九十三条第一項の規定による通知をしないとき。

三百八十七　荷送人が、第百九十三条第二項の規定による通知をしないとき。

三百八十八　荷送人が、第百九十四条第一項の規定による通知をしないとき。

三百八十九　荷送人が、第百九十四条第二項の規定による通知をしないとき。

三百九十　荷送人が、第百九十五条第一項の規定による通知をしないとき。

三百九十一　荷送人が、第百九十五条第二項の規定による通知をしないとき。

三百九十二　荷送人が、第百九十六条第一項の規定による通知をしないとき。

三百九十三　荷送人が、第百九十六条第二項の規定による通知をしないとき。

三百九十四　荷送人が、第百九十七条第一項の規定による通知をしないとき。

三百九十五　荷送人が、第百九十七条第二項の規定による通知をしないとき。

三百九十六　荷送人が、第百九十八条第一項の規定による通知をしないとき。

三百九十七　荷送人が、第百九十八条第二項の規定による通知をしないとき。

三百九十八　荷送人が、第百九十九条第一項の規定による通知をしないとき。

三百九十九　荷送人が、第百九十九条第二項の規定による通知をしないとき。

四百　荷送人が、第二百条第一項の規定による通知をしないとき。

四百一　荷送人が、第二百条第二項の規定による通知をしないとき。

四百二　荷送人が、第二百一条第一項の規定による通知をしないとき。

四百三　荷送人が、第二百一条第二項の規定による通知をしないとき。

四百四　荷送人が、第二百二条第一項の規定による通知をしないとき。

四百五　荷送人が、第二百二条第二項の規定による通知をしないとき。

四百六　荷送人が、第二百三条第一項の規定による通知をしないとき。

四百七　荷送人が、第二百三条第二項の規定による通知をしないとき。

四百八　荷送人が、第二百四条第一項の規定による通知をしないとき。

四百九　荷送人が、第二百四条第二項の規定による通知をしないとき。

四百十　荷送人が、第二百五条第一項の規定による通知をしないとき。

四百十一　荷送人が、第二百五条第二項の規定による通知をしないとき。

四百十二　荷送人が、第二百六条第一項の規定による通知をしないとき。

四百十三　荷送人が、第二百六条第二項の規定による通知をしないとき。

四百十四　荷送人が、第二百七条第一項の規定による通知をしないとき。

四百十五　荷送人が、第二百七条第二項の規定による通知をしないとき。

四百十六　荷送人が、第二百八条第一項の規定による通知をしないとき。

四百十七　荷送人が、第二百八条第二項の規定による通知をしないとき。

四百十八　荷送人が、第二百九条第一項の規定による通知をしないとき。

四百十九　荷送人が、第二百九条第二項の規定による通知をしないとき。

四百二十　荷送人が、第二百十条第一項の規定による通知をしないとき。

四百二十一　荷送人が、第二百十条第二項の規定による通知をしないとき。

四百二十二　荷送人が、第二百十一条第一項の規定による通知をしないとき。

四百二十三　荷送人が、第二百十一条第二項の規定による通知をしないとき。

四百二十四　荷送人が、第二百十二条第一項の規定による通知をしないとき。

四百二十五　荷送人が、第二百十二条第二項の規定による通知をしないとき。

四百二十六　荷送人が、第二百十三条第一項の規定による通知をしないとき。

四百二十七　荷送人が、第二百十三条第二項の規定による通知をしないとき。

四百二十八　荷送人が、第二百十四条第一項の規定による通知をしないとき。

四百二十九　荷送人が、第二百十四条第二項の規定による通知をしないとき。

四百三十　荷送人が、第二百十五条第一項の規定による通知をしないとき。

四百三十一　荷送人が、第二百十五条第二項の規定による通知をしないとき。

四百三十二　荷送人が、第二百十六条第一項の規定による通知をしないとき。

四百三十三　荷送人が、第二百十六条第二項の規定による通知をしないとき。

四百三十四　荷送人が、第二百十七条第一項の規定による通知をしないとき。

四百三十五　荷送人が、第二百十七条第二項の規定による通知をしないとき。

四百三十六　荷送人が、第二百十八条第一項の規定による通知をしないとき。

四百三十七　荷送人が、第二百十八条第二項の規定による通知をしないとき。

四百三十八　荷送人が、第二百十九条第一項の規定による通知をしないとき。

四百三十九　荷送人が、第二百十九条第二項の規定による通知をしないとき。

四百四十　荷送人が、第二百二十条第一項の規定による通知をしないとき。

四百四十一　荷送人が、第二百二十条第二項の規定による通知をしないとき。

四百四十二　荷送人が、第二百二十一条第一項の規定による通知をしないとき。

四百四十三　荷送人が、第二百二十一条第二項の規定による通知をしないとき。

四百四十四　荷送人が、第二百二十二条第一項の規定による通知をしないとき。

四百四十五　荷送人が、第二百二十二条第二項の規定による通知をしないとき。

四百四十六　荷送人が、第二百二十三条第一項の規定による通知をしないとき。

四百四十七　荷送人が、第二百二十三条第二項の規定による通知をしないとき。

四百四十八　荷送人が、第二百二十四条第一項の規定による通知をしないとき。

四百四十九　荷送人が、第二百二十四条第二項の規定による通知をしないとき。

四百五十　荷送人が、第二百二十五条第一項の規定による通知をしないとき。

四百五十一　荷送人が、第二百二十五条第二項の規定による通知をしないとき。

四百五十二　荷送人が、第二百二十六条第一項の規定による通知をしないとき。

四百五十三　荷送人が、第二百二十六条第二項の規定による通知をしないとき。

四百五十四　荷送人が、第二百二十七条第一項の規定による通知をしないとき。

四百五十五　荷送人が、第二百二十七条第二項の規定による通知をしないとき。

四百五十六　荷送人が、第二百二十八条第一項の規定による通知をしないとき。

四百五十七　荷送人が、第二百二十八条第二項の規定による通知をしないとき。

四百五十八　荷送人が、第二百二十九条第一項の規定による通知をしないとき。

四百五十九　荷送人が、第二百二十九条第二項の規定による通知をしないとき。

四百六十　荷送人が、第二百三十条第一項の規定による通知をしないとき。

四百六十一　荷送人が、第二百三十条第二項の規定による通知をしないとき。

四百六十二　荷送人が、第二百三十一条第一項の規定による通知をしないとき。

四百六十三　荷送人が、第二百三十一条第二項の規定による通知をしないとき。

四百六十四　荷送人が、第二百三十二条